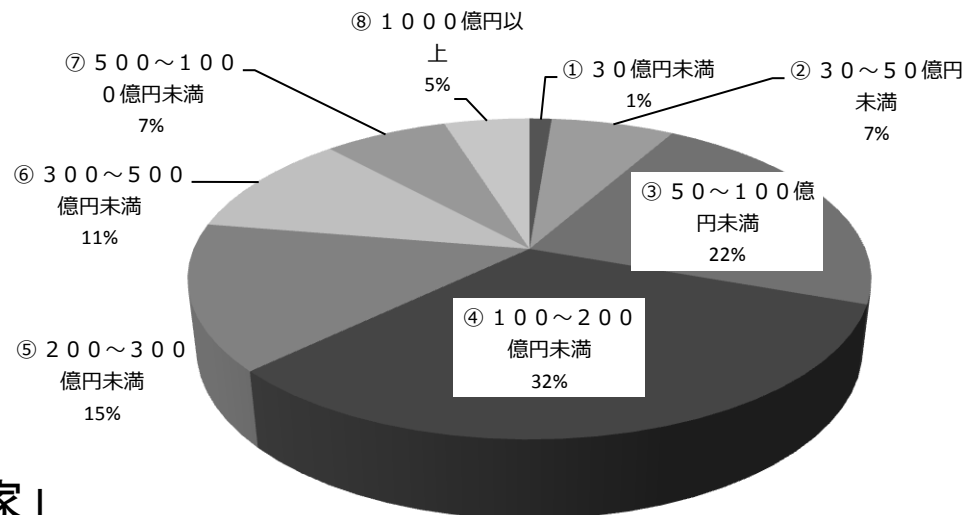


# 厚生年金基金の運用体制等に関する調査結果（概要）

- 調査対象 平成24年3月1日現在で現存する581基金 回答数558基金(回答率96.0%)
- 調査時点 平成24年3月1日現在の状況

## ○ 平成22年度末における資産規模

- ・ 全体(558基金)の約6割が、200億円未満の資産規模。



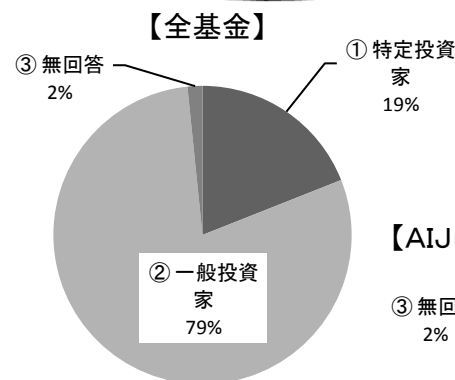
## ○ 金融商品取引法上の区分

- ・ 全体(558基金)の約8割が「一般投資家」
- ・ 「特定投資家」は、558基金のうち106基金
- ・ AIJに委託実績のある基金(88基金)の約7割が「一般投資家」
- ・ 「特定投資家」は、88基金のうち22基金

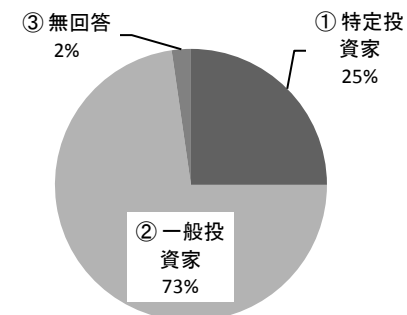
(注)

特定投資家とは・・・金融商品取引法で定めるプロの投資家。純資産額が100億円以上であるとして金融庁長官に届出を行った基金(適格機関投資家)あるいは金融商品取引業者との個別取引において一般投資家から移行した基金をいう。

一般投資家とは・・・特定投資家以外の投資家



## 【AIJに委託実績のある基金】



## 政省令・ガイドライン

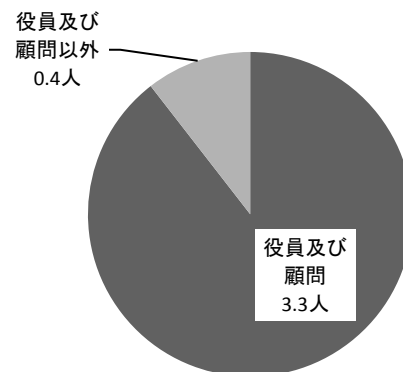
## 厚生年金基金の運用体制等に関する調査結果

### ○ 運用に携わる役職員

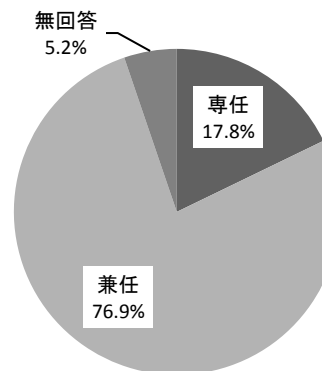
○ 基金は、管理運用業務を執行する理事を置かなければならない。(厚生年金基金令 第39条の15第2項)

### ○ 運用に携わる役職員

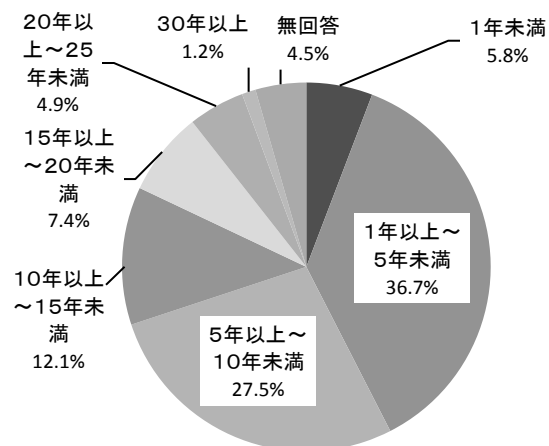
#### ① 運用に携わる役職員の状況



#### ② 運用に携わる役職員の専任・兼任の割合



#### ③ 運用に携わる役職員の在職年数



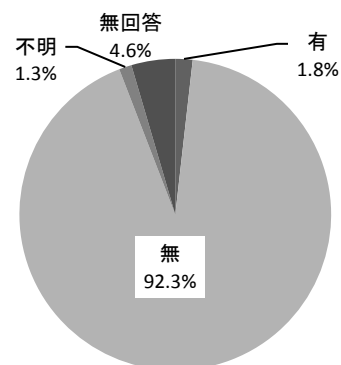
- ① 運用に携わる役職員の状況
  - ・総数は2,065人
  - ・1基金あたりの平均は3.7人
- ② 運用に携わる役職員の専任・兼任の割合
  - ・約8割が、「兼任」
- ③ 運用に携わる役職員の在職年数
  - ・約6割が、「在職年数10年未満」

## 政省令・ガイドライン

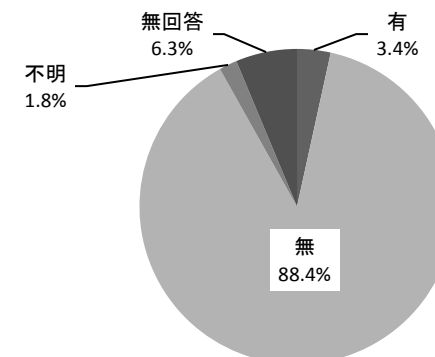
- 基金は、職員に、長期にわたり維持すべき資産の構成割合の決定に関し、専門的知見を有する者を置くよう努めなければならない。(厚生年金基金規則 第41条の6第1項第2号)
- 理事長等は、投資理論、資産運用に関する制度、投資対象の資産の内容等の理解及び資産運用環境の把握に努めなければならない。(ガイドライン三(9))

## 厚生年金基金の運用体制等に関する調査結果

### ①資産運用関連資格の有無について



### ②現職以外の資産運用関連業務の経験について



### ① 資産運用資格の有無について

- ・ 約9割が「資産運用関連資格を持っていない」と回答。
- ・ 証券アナリスト、ファイナンシャルプランナーなどの資格を有していると回答があったのは、約2% (37人)

### ② 現職以外の資産運用関連業務の経験について

- ・ 運用に携わる役職員の約9割が「資産運用関連業務の経験がない」と回答。
- ・ 金融機関でファンドマネージャー等の資産運用関連業務に従事した経験があると回答があったのは、約3% (71人)

## 政省令・ガイドライン

### ○ 資産運用委員会

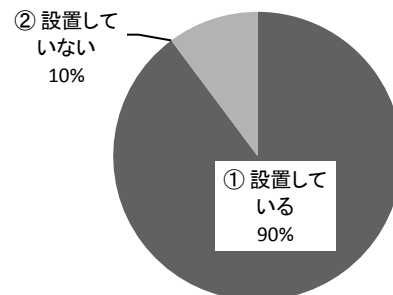
○ 理事長等を補佐するため、資産運用委員会を設置することが望ましい。(ガイドライン六)

○ 理事、代議員、事業主の財務又は労務に関する業務を担当する役員等の中から理事長が選任する者で構成されることが考えられるが、基金の実状に応じ、専門家等の外部の者を委員とすることも考えられる。(ガイドライン六)

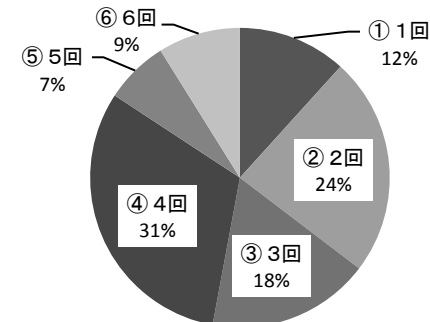
## 厚生年金基金の運用体制等に関する調査結果

### ○ 資産運用委員会

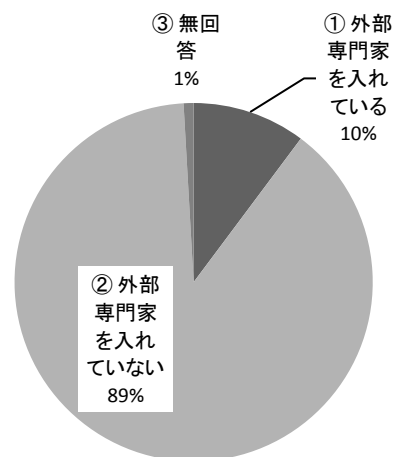
#### ① 資産運用委員会の設置



#### ② 資産運用委員会の開催頻度



#### ③ 資産運用委員会における外部専門家の割合



#### ① 資産運用委員会の設置

- ・ 全体(558基金)の約9割は、「資産運用委員会」を設置。  
※小規模の基金では、資産運用委員会を設置せず、代議員会や理事会で対応しているとの回答。

#### ② 資産運用委員会の開催頻度

- ・ 年に4回開催が全体の約3割で最も多く、次いで年2回が2割強。

#### ③ 資産運用委員会における外部専門家の割合

- ・ 資産運用委員会を設置している501基金の1基金当たりの平均委員数は8.3人
- ・ 資産運用委員会に外部専門家を入れているのは全体の約1割(57基金)

## 政省令・ガイドライン

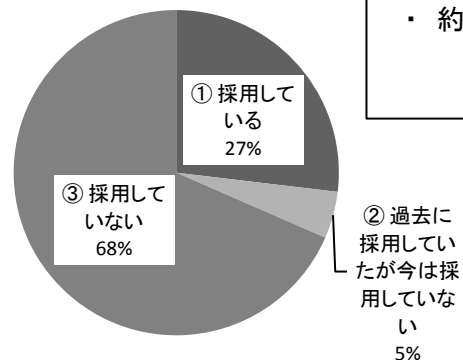
### ○ 運用コンサルタント

- 運用の基本方針、運用ガイドラインや政策的資産構成割合の策定、運用受託機関の選任、運用評価等に関し、必要な場合には、運用コンサルタント等外部の機関に分析・助言を求めることが考えられる。(ガイドライン三(8))

## 厚生年金基金の運用体制等に関する調査結果

### ○ 運用コンサルタント

#### ①運用コンサルタントの採用



- ・ 全体(558基金)の約3割が運用コンサルタントを採用。
- ・ 約7割は採用していない。

#### ○コンサルティングの内容(複数回答)

コンサルティングの内容としては、①基本方針の策定・見直し、②資産配分の見直し、③運用機関の選定及び見直し等様々な事項。

- ①基本方針の策定・見直し
  - ・政策アセットミックスの策定・見直し など
- ②資産配分の見直し
  - ・リスク管理、リバランス など
- ③運用機関の選定及び見直し
  - ・ファンド別収益率、ベンチマーク比較・超過収益率分析
  - ・マネージャー・ストラクチャーについての分析、助言 など
- その他
  - ・資産運用委員会の支援業務 など

## 政省令・ガイドライン

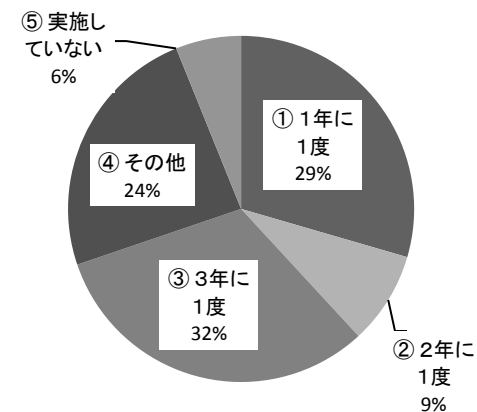
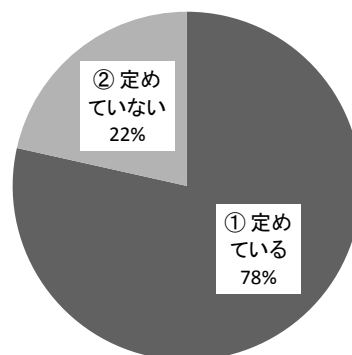
### ○ 運用の委託

○ 運用機関の選任については、運用受託機関の得意とする運用方法を考慮するとともに、運用実績に関する定量評価だけでなく、投資哲学、運用体制等に関する定性評価を加えた総合評価をすることにより行うことが望ましい。(ガイドライン三(5))

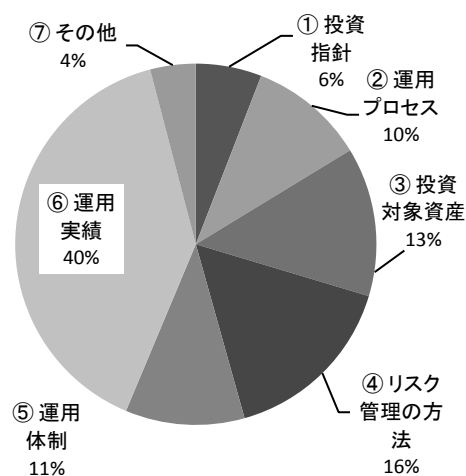
## 厚生年金基金の運用体制等に関する調査結果

### ○ 運用の委託

①運用機関の選定及び評価についての基本方針 ②運用機関の選定及び見直しの頻度について



③運用機関の選定及び見直しの過程で一番重視している事項



- ① 運用機関の選定及び評価についての基本方針
- ・ 全体(558基金)の約8割が、運用機関の選定及び評価についての基本方針を策定。
- ② 運用機関の選定及び見直しの頻度について
- ・ 全体の約3割で、年1回、運用機関の選定及び見直しを実施。
  - ・ 運用機関の見直しを定期的には実施していない基金も1割弱存在。
- ③ 運用機関の選定及び見直しの過程で一番重視している事項
- ・ 「運用実績」が全体の4割。
  - ・ 一方で、「運用プロセス」、「リスク管理の方法」を重視していると回答した基金の割合は1～2割程度。

## 政省令・ガイドライン

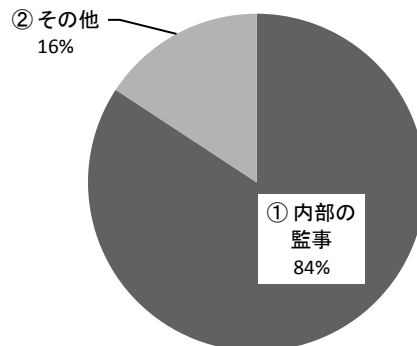
### ○ 監査

- 基金に、役員として理事及び監事を置く。(厚生年金保険法第119条第1項)
- 監事は、代議員会において、設立事業所の事業主において選定した代議員及び加入員において互選した代議員のうちから、それぞれ一人を選挙する。(厚生年金保険法第119条第4項)
- 監事は、基金の業務を監査する。(厚生年金保険法第120条第4項)
- 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。(厚生年金保険法第120条第5項)
- 監査は、厚生年金基金監事監査規程要綱に定められた事項を基準として、適正かつ厳正に実施しなければならない。(ガイドライン五)

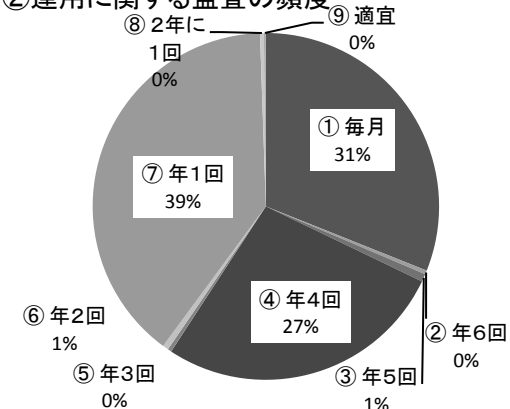
## 厚生年金基金の運用体制等に関する調査結果

### ○ 監査

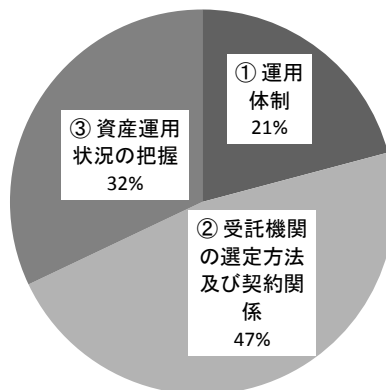
#### ① 運用に関する監査について(複数回答)



#### ② 運用に関する監査の頻度



#### ③ 監査項目(複数回答)



#### ① 運用に関する監査について(複数回答)

- ・ 全体(558基金)の8割で、内部の監事が監査を実施。  
※その他内訳としては、公認会計士、会計事務所、監査法人、税理士等

#### ② 運用に関する監査の頻度

- ・ 監査の頻度は年1回が最も多く、約4割。
- ・ 約3割の基金では、毎月監査を実施。

#### ③ 監査項目(複数回答)

- ① 運用体制
  - ・ 運用業務を執行する理事の配置状況
  - ・ 運用関係者の職務の具体的内容 等
- ② 受託機関
  - ・ 受託機関との契約関係
  - ・ 受託機関の選定方法 等
- ③ 運用状況
  - ・ 受託機関からの定例報告 等

## 政省令・ガイドライン

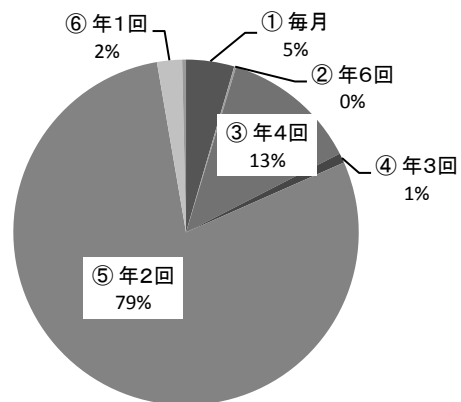
### ○ 報告・情報開示

○ 報告の内容としては、ア運用の基本方針及びガイドライン、イ運用結果、ウ理事会における議事の状況が考えられる。また、資産運用委員会における議事の状況その他の情報についても積極的に報告することが望ましい。(ガイドライン八(2))

## 厚生年金基金の運用体制等に関する調査結果

### ○ 報告・情報開示

#### ①代議員会への報告の頻度



・ 全体(558基金)の約8割が、年に2回以上代議員会へ運用に関する情報を報告。  
※代議員会に報告している事項で最も割合が高いのは、「積立金の運用結果の報告」



## 政省令・ガイドライン

○ 基金は、厚生労働省令で定めるところにより、その基金の業務の概況について、加入員に周知させなければならない。(厚生年金保険法第177条の2)

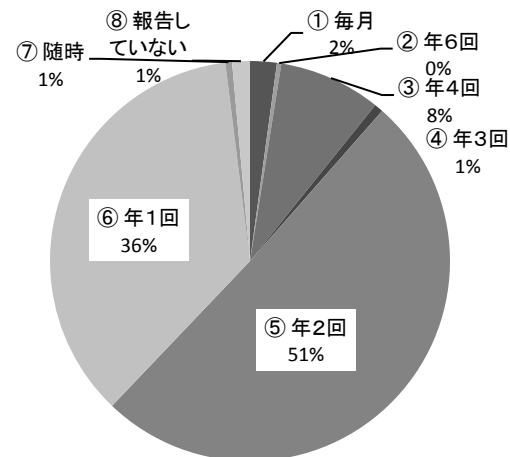
○ 周知事項を加入員に周知させる場合には、次のいずれかの方法によるものとする。

- 1 常時設立事業所の見やすい場所へ掲示する方法
- 2 書面を加入員に交付する方法
- 3 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各設立事業所に加入員が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法
- 4 その他周知が確実に行われる方法(厚生年金基金規則第56条の2)

○ 加入員に対し、毎事業年度1回以上、a 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況、b 運用の基本方針の概要等の事項について、周知させなければならない。(ガイドライン八(3))

## 厚生年金基金の運用体制等に関する調査結果

### ①加入員等への報告の頻度



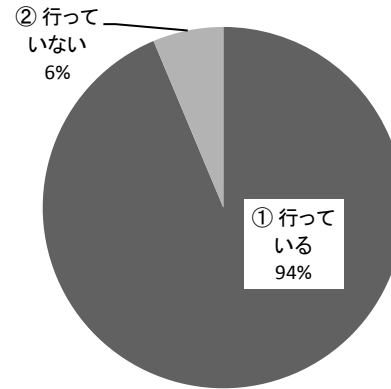
- ・ 全体の約9割が、年に1回以上加入員等へ運用に関する情報を報告。
- ※加入員等へ報告している事項で最も割合が高いのは、「積立金の運用結果の報告」

## 政省令・ガイドライン

○ 定期的に、又はその求めに応じて、管理運用業務の状況に関する情報を提供しなければならない。(ガイドライン八(4))

## 厚生年金基金の運用体制等に関する調査結果

### ①事業主への情報提供の頻度



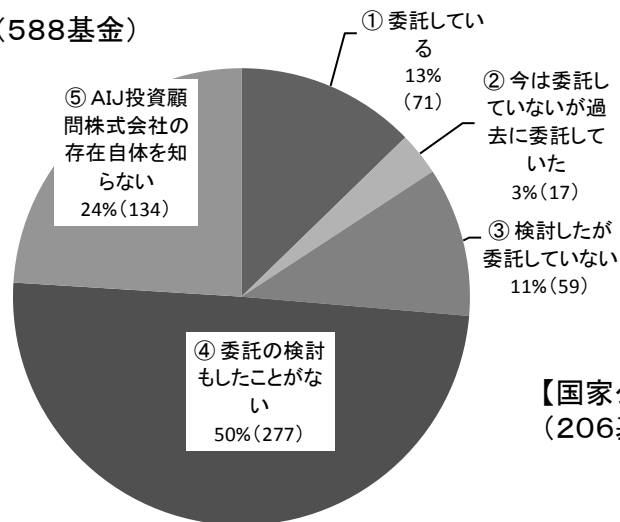
・ 全体の約9割が、事業主に対し運用に関する情報を提供。

# (参考) AIJ投資顧問株式会社への委託について

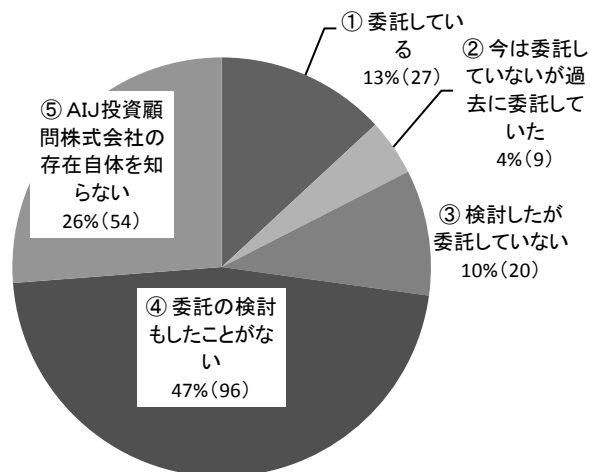
## ○ AIJ投資顧問株式会社への委託について

- ・ AIJに委託実績のある基金は全体の2割弱(88基金)
- ・ 一方、「AIJ投資顧問株式会社の存在自体を知らない」は24%(134基金)、「委託の検討もしたことがない」は50%(277基金)、「検討したが委託していない」は11%(59基金)

【全基金】(588基金)

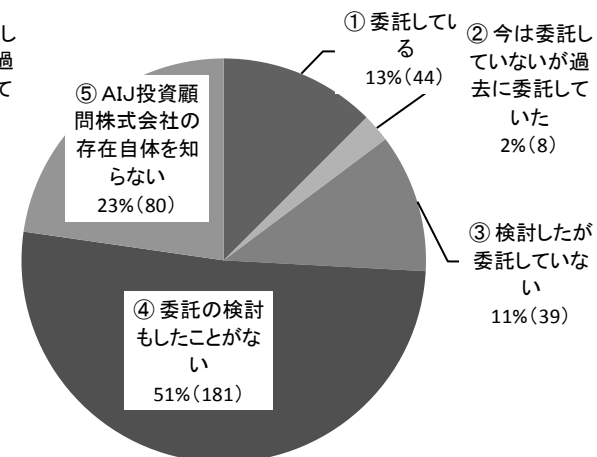


【国家公務員等の退職者がいない基金】  
(206基金)



(参考)

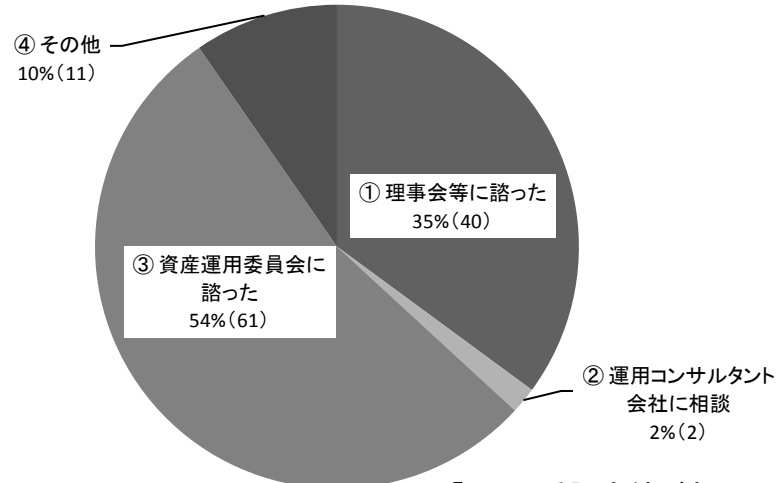
【国家公務員等の退職者がいる基金】  
(352基金)



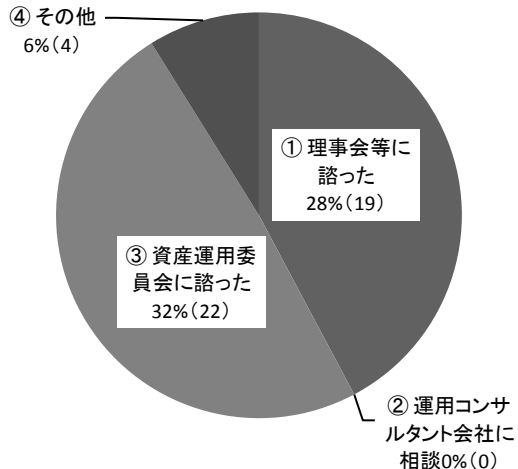
○ AIJ投資顧問株式会社への決定方法(複数回答)

・ AIJに委託実績のある基金(88基金)のうち、61基金は、資産運用委員会に諮って委託を決定。40基金は、理事会等に諮って委託を決定。

【AIJに委託実績のある基金】(88基金)

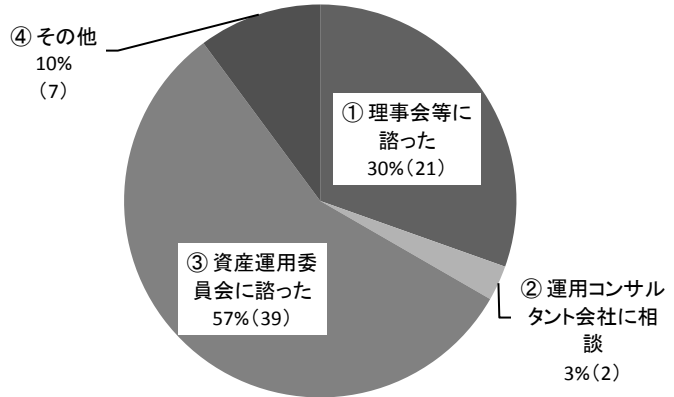


【AIJに委託実績があり、かつ、国家公務員等の退職者がいない基金】(36基金)



(参考)

【AIJに委託実績があり、かつ、国家公務員等の退職者がいる基金】(52基金)



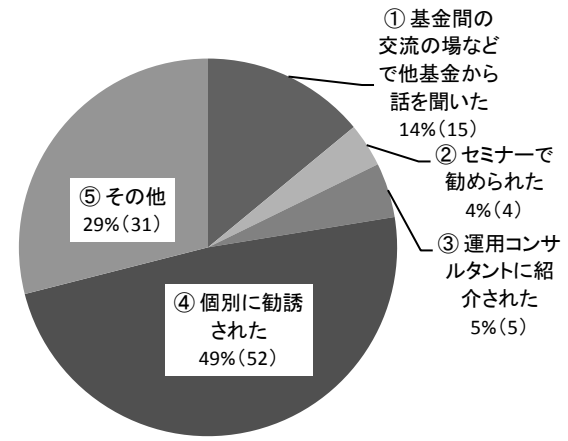
○ AIJ投資顧問株式会社の存在を知ったきっかけ(複数回答)

・ AIJに委託実績のある基金(88基金)で、AIJを知ったきっかけは、「個別に勧誘された」が最も多く、52基金。

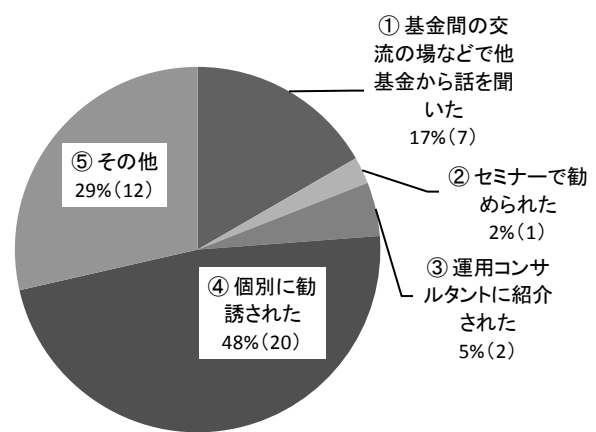
※ 各々の回答の具体的な内訳は以下のとおり  
 ( )は、AIJに委託実績があり、かつ、国家公務員等の退職者がいる基金の再掲

- ① 基金間の交流の場などで他基金から話を聞いた【15件(8件)】  
 県内の企業年金連絡会や、同業種企業年金基金の集まりなど【14件(7件)】
- ② セミナーで勧められた【4件(3件)】  
 民間企業が主催する資産運用セミナーなど【4件(3件)】
- ③ 運用コンサルタントに紹介された【5件(3件)】  
 株式会社東京年金経済研究所【5件(3件)】
- ④ 個別に勧誘された【52件(32件)】  
 アイティーエム証券【51件(31件)】  
 AIJ投資顧問株式会社【1件(1件)】
- ⑤ その他【31件(19件)】  
 年金関係情報誌など【5件(3件)】

【AIJに委託実績のある基金】(88基金)



【AIJに委託実績があり、かつ、国家公務員等の退職者がいない基金】(36基金)



(参考)

【AIJに委託実績があり、かつ、国家公務員等の退職者がいる基金】(52基金)

